

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 8 月 27 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# 1 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	4	1	0	3
		補助金等交付団体	2	0	1	1
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
	計		8	3	1	4
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—
補助金等交付団体			2	1	1	0
指 定 管 理 者			0	—	—	—
計		2	1	1	0	
指導事項		出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	0	1
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	0	0	1	
検討事項		出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
計		1	1	0	0	
合 計		13	6	2	5	

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年8月2日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

#### 補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
安八町 (岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金))	西濃農林事務所	岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)において、間接補助事業者による事業が完了しておらず、間接補助事業者から事業完了報告が提出されていないのに、令和2年3月2日付けで県に事業実績報告書を提出していたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項については、安八町から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。 間接補助事業者である「あんぱち環境保全広域連合組織」が、年度計画に計画されていた事項を概ね完了していたため、事業完了前でも、安八町は西濃農林事務所へ補助事業の完了届を提出してもいいという間違った認識で提出してしまっていたことが判明した。 今後は、「あんぱち環境保全広域連合組織」の担当者に、岐阜県農業振興事業補助金交付要綱に基づき、補助事業完了後、安八町に事業完了届を提出し、安八町の検査を実施することを周知徹底することとした。 「あんぱち環境保全広域連合組織」の事業が完了したことの確認を徹底するとともに、岐阜県農業振興事業補助金交付要綱に規定する事業実績報告書を提出することを周知徹底した。 今後は、補助事業の適切な事務処理を行うため、県において開催される農業農村担当者会議に出席し、事務処理体制の強化に努めるものとする。

### (2) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
西濃農林事務所	安八町 (岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金))	安八町(以下「町」という。)に対する岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)において、間接補助事業者による事業が完了しておらず、町に対し事業完了報告が提出されていないにもかかわらず、令和2年3月2日付けで町から提出された事業実績	指摘事項については、今回の監査を踏まえ、補助金等を活用して事業を実施する場合には、関係する補助金交付規則、要綱等を熟読し理解した上で業務を遂行するよう周知徹底した。 今後は補助事業の終期を含め、補助事業の工程管理について、関係機関と情報共有を図るとも

		<p>報告書を受理した上で事業確認を行い、3月19日付けで補助金の額の確定を行っているなど、審査及び確認並びに町に対する指導が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>に、多面的機能支払交付金県担当者会議や説明会等に積極的に参加し、適正な処理を行う。</p> <p>また、管内の市町に農業農村整備事業担当者会議を開催し周知徹底を図る。安八町の担当者には、当年度事業が終了後岐阜県農業振興事業補助金交付要綱に基づき、事業完了届の提出後に、町の検査を実施することを周知徹底した。</p>
--	--	---	--